

種苗法の一部を改正する法律案(閣法第五二号)(先議)要旨

本法律案は、近年、登録された新品種が国の内外で権利者に無断で利用され、その収穫物が市場に出回ることにより、育成者権が侵害される事態が増加し、特色ある品種による産地づくりへの取組みにも深刻な影響を与えるケースが顕在化する状況にあること、及び我が国の知的財産立国の方向性にかんがみ、育成者権の保護の強化を図るための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、現在、種苗について育成者権を侵害した者を罰則の対象としているが、これに加え、種苗を用いることにより得られる収穫物についても育成者権を侵害した者を罰則の対象にする。
- 二、法人による育成者権の侵害に対する罰則を、三百万円以下から一億円以下の罰金に引き上げる。
- 三、指定種苗制度の違反行為に対する罰金についても所要の見直しを行う。